

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年7月25日)

【件名】

- 2 福祉生活病院常任委員会資料
鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメントの実施について
(障がい福祉課) …… 1

福 祉 保 健 部

鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況とパブリックコメントの実施について

平成25年7月25日
障がい福祉課

4月11日の定例記者会見において、平井知事が手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討を開始することを表明し、同月22日に日本財団の協力を得て鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を設置しました。以後、同研究会で条例内容の検討を行っているところですが、下記のとおり同研究会での検討状況を報告します。

また、今後手話言語条例案（仮称）に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、併せてその概要を報告します。

記

第1 手話言語条例（仮称）の検討経緯

平成20年 将来ビジョンに以下のとおり記載

手話がコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者等の確保・スキル（技術）の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話が必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参加ができる環境を整備します。

平成25年1月28日 全日本ろうあ連盟の久松事務局長等が平井知事を訪問し、将来ビジョンで手話を言語として認めている鳥取県における手話言語条例の制定を要望

4月11日 平井知事が定例記者会見において手話言語条例（仮称）の検討を表明

4月16日 日本財団尾形理事長が平井知事を訪問し、手話言語条例（仮称）の制定等に向けた全面的な協力を約束

4月22日 第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

6月10日 6月議会代表質問における知事答弁で「できるだけはやく条例の案を作り、議会にも相談できるようにしたいと思います。」と答弁

6月23日 鳥取県ろうあ者大会において、鳥取県ろうあ団体連合会の荻原会長、下垣副会長から、「条例の早期に制定し、全国をリードして欲しい」との強い要望があった

7月4日 第2回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

7月24日 第3回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開催

第2 鳥取県手話言語条例（仮称）の検討状況

1 研究会の概要

- (1) 名称 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会
(2) 目的 鳥取県手話言語条例（仮称）に関する意見交換等
(3) 委員構成 学識経験者、当事者団体、地域福祉関係者、行政関係者等 全15名

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	鳥取大学地域学部 准教授	相澤 直子	
	島根大学法文学部 准教授	毎熊 浩一	第2回から参加
	財団法人全日本ろうあ連盟 理事	西滝 憲彦	
	財団法人全日本ろうあ連盟 監事	中西 久美子	
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会 理事	戸羽 伸一	
	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう センター長	石橋 大吾	
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会 代表者	星見 安鶴子	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	第2回から参加
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
	鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部長	小林 良守	座長
商工団体	鳥取商工会議所 専務理事	大谷 芳徳	

行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子	
	鳥取県教育委員会事務局 次長	山本 仁志	
	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

※ 研究会事務局：日本財団、障がい福祉課

2 研究会での議論

(1) 第1回研究会（4月22日）の概要

当事者の想い・意見を聞くことに重点を置き、意見交換を行った。当事者からは条例制定に期待すること、条例に盛り込むべきテーマなどの意見が寄せられた。

(2) 第2回研究会（7月4日）の概要

第1回研究会で得られた意見を踏まえ、事務局において条例案の論点を整理し、これをもとに議論を行った。条例の方向性（あいサポート運動の理念をいかした条例とすること、義務付け型ではなく施策推進・県民参加型の条例とすること）については概ね賛同が得られた。次回は、今回の議論を踏まえて再検討した条例案等を提示し、議論を深めることになった。

(3) 第3回研究会（7月24日）の概要

第2回研究会で得られた意見を踏まえ、事務局で再検討した条例案等を提示し、これをもとに議論を行った。

3 手話言語条例（仮称）素案の概要

別添1「鳥取県手話言語条例案（仮称）の概要」を参照。

4 今後のスケジュール

- 7月25日 パブリックコメント・県民参画アンケートの実施
- 7月27日 2013年度鳥取県手話フォーラム（別添2）の開催
- 8月 8日 第4回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会の開催
- 8月10日 県民向け説明会の開催（倉吉市）
- 8月下旬 福祉生活常任委員会に検討状況を報告

まとめれば、9月議会に条例案及び補正予算案を提案

第2 鳥取県手話言語条例案（仮称）に関するパブリックコメントの概要

1 意見募集の方法

(1) 募集期間

平成25年7月26日（金）から同年8月8日（木）までを予定。

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

2 鳥取県手話言語条例案（仮称）の概要

別添1「鳥取県手話言語条例案（仮称）の概要」を示し、意見募集を行う予定。

鳥取県手話言語条例(仮称)案 の概要

I 目的

手話を言語として認知し、基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備等を定めることにより、県民との協働により手話による取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資すること

II 条例案の内容

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する言語
- (2) 県は、障害者計画を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策を策定する
- (3) 県は、手話に関する施設の整備及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならぬ
- (3) 役割・責務
- ① 県民：県民のろうに対する理解を深め、手話に関する施設を総合的かつ計画的に推進する
- ② 事業者：ろう者の従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努める
- ③ ろう者：県民のろうに対する理解の促進、手話の普及及促進に努める
- ④ 手話通訳者等：手話技術の向上、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及及促進に努める
- (4) 手話に関する環境整備
- ① 県及び市町村は、ろう児等に、手話に関する情報提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努める。また、県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めることを目的とした指導者による手話の作成などを実施する。
- ② 県は、手話通訳者及びその指導者の技術向上、養成及び確保を行う
- ③ 整備、ろう者の相談を行う拠点の支援など、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行う
- ④ 県は、手話を用いた情報発信に努める
- ⑤ ろう者及びろう者の団体は、ろう及び手話に関する県民理解の促進のため、自主的な活動に努める
- ⑥ 県は、手話に関する施設を実施する
- ⑦ 県は、必要な財政上の措置を講ずる

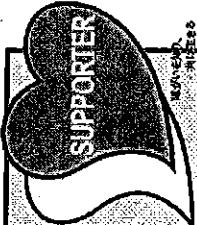
III 施行期日等

公布日

鳥取県手話言語条例(仮称)制定の意義

鳥取県の特徴

全国で唯一、将来ビジョン（県政運営の基本）の中に「手話が言語であることを明記（H20）」「障がいを知り、共生する」鳥取県は「あいサポート運動」発祥の地（H21）～「優しい県民性（H22）大晦日の豪雪時に立派な車に数多くの県民が自らおもいきりの差し入れやトキシの差し入れ等の提供を行った」と全国トヨタ・プレヘルの高い評価率（例 H24鳥取砂丘フルランティア活動参加率）



ろう者・手話に関する現状・課題

- ・ろう者及び手話を巡る重い歴史（ろう学校での手話使用禁止等）
- ・ろう者であること、手話に対する誇り
- ・ろう者、手話に対する社会の偏見、誤解（聴覚障がいは他の障がいよりも軽いという偏見、手話よりも文字日本語を勉強した方がよはないのではないかという誤解）
- ・障がい者＝福祉という福祉という誤解

鳥取県の障がい福祉の現状・課題

- ・あいサポート運動により、障がいに対する理解が進む（あいサポートナー122,652人、H25.5現在）
- ・あいサポート運動の更なる進化のため、実践的な取組みが必要
- ・H26年度の障がい者芸術・文化祭をはじめとする障がい者施策の充実が必要

ろう者が目指す方向性

- 手話が言語として認められ、手話が使いやすい環境が整備されること
- ・社会全体が手話を学び、使いやすい環境が整備されること
- ・ろう者が手話を学ぶ機会が増えること（ろうの理解）
- ・県民が手話を学ぶ機会が増えること（ろうの理解）
- ・教育、雇用等幅広い分野で取組みが進むこと

手話言語条例の要請

鳥取県が目指す方向性

- あいサポート運動の理念“障がいを知り、共に生きる”を活かす暖かみのある地域社会をつくること
- ・地域社会のルールとして手話を言語と認めた上で、幅広い分野に及ぶ手話の取組みを実施すること（あいサポート運動の理念の実践＝共生社会の実現）
- ・鳥取の先駆的な取組みを全国に発信すること

日本財団とも協力（＾＾）/シ
本来、国が行うべき手話言語法の制定・検討は進んでいない...(>_<)

言語政策の方向性

日本財団とも協力（＾＾）/シ
Supported by 日本 THE NIPPON 財团 FOUNDATION

鳥取県手話言語条例

「手話言語条例(仮称)」の 審議を検討していくまず。

県民のご意見を
みなさまにいきます。
みなさまと一緒に

～～～～～～～～～～～～
～～～～～～～～～～～～

鳥取県では、「鳥取県手話言語条例(仮称)」の制定を検討しています。
現在検討中のこの条例案をよりよいものとするため、広く県民のみなさんからご意見を
いただきたいと考えていきますので、ご協力ををお願いします！

Q1 なぜ手話言語条例が必要なの?

人と人がつながり、学校で学んだり、地域社会で暮らしていく…、そんな当たり前のこと
会生活を営むためにには、思考や会話の前提となる“言語”的獲得が何よりも大切です。県
では、現在の音声言語を中心とした社会の中では、ろう者は聴者よりも言語(手話)の獲得
が困難であり、せっかく手話を獲得してでも使いにくい状況にあるため、手話に対する理解
を深め、手話の使用が尊重される環境づくりを進めることができます。今回
条例を制定することで、手話が言語であるとの位置付け(※)を明らかにすることとしている
のです。

※ 日本ではまだこうした法律はできていませんが、フィンランドでは憲法で、ハンガリーやニュージー
ランドでは法律でこのようなルールづくりが行われています。

Q2 手話言語条例の内容は?

別添「鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要」のとおりですので、こちらをご覧いただき
て、ご意見をお寄せください。

Q3 手話言語条例がでまるど何が変わるので?

条例制定は、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく互いに尊重
される地域社会をつくるためのスタートラインに立つことであると考えています。
条例の趣旨を理解し、手話という言語を持つろう者と音声言語を持つ聴者が互いにそ
の違いを理解し認め合うことが最も重要です。(手話を学習することはそうした理解の
第一歩と言えます。)

今後、県は福祉分野だけでなく、教育も含めた様々な手話関連施策に取り組んでい
きますが、県民、事業者、手話通訳者、ろう者それぞれが条例で定める役割を担い、実
践することによって、少しずつ地域社会が暮らしやすく変わっていくと考えています。

応募締切 8月8日(木)まで!

ご意見をいたしたい内容

- ◆ 县民、事業者等が県にすべき役割・義務
- ◆ 手話に関する環境整備の考え方

※その他、ご意見等があればお聞かせください。

条例案の概要の入手方法

- ◆ 县がHPを県のホームページからダウンロードしていく
◆ 县民課、障がいyal課、県民課、各総合事務所
◆ 地域振興局、日野振興センター、日野振興局、東部・人
◆ たまご、県立図書館でも入手できます。下の問合せ
◆ 先方までご連絡ください。
- ◆ 申込用紙は裏面の下記の手順で提出して下さい。
◆ 申込用紙は自由です。(裏面をご利用ください。)
◆ 電子メール、電話、FAX、郵便、日野振興局、各総合事務
◆ 所、県立図書館及びひまわり図書館に設置している意見箱への
◆ 投函のほか、市町村の窓口でもお聞かせください。

結果の公表

- ◆ いただいたご意見への対応については、とりまとめで
◆ 下記にて公表します。

小暮・問合せ先

- ◆ 小暮　680-8570 鳥取市東町一丁目220
◆ 申込用紙
◆ 電子メール shougaifukushis@pref.tottori.jp
◆ HPURL https://www.pref.tottori.lg.jp/22775.htm

～ いつでもどこでも手話で話せる街づくり～

2013年度

鳥取県手話フォーラムのご案内

鳥取県では「手話言語条例（仮称）」の制定に向け、今年4月より研究会をスタートさせました。鳥取県の聴覚障害者を取り巻く環境が大きく変わろうとしている今、「2013年度 鳥取県手話フォーラム」では、手話言語条例（仮称）について参加者の皆さんと一緒に学び考え、条例の必要性を訴えます。誰もがいつでもどこでも手話でコミュニケーションができ、安心して暮らせる社会の実現を目指しましょう！

詳細につきましては下記の通りです。皆様、ぜひご参加ください。

日 時

7月27日（土）10：00～15：00（予定）

場 所

境港シンフォニーガーデン

境港市中野町2050番地

TEL: 0859-44-1000 FAX: 0859-44-6976

内 容

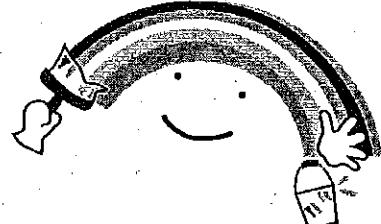
9：30～ 受付
10：00～ 講演
12：00～ 昼食
13：00～ ミニシンポジウム
15：00～ 解散

講 演

「いつでもどこでも手話で話せる街づくり
～日本の未来を考える～」

講師：石野 富志三郎 氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長）

一般財団法人全日本ろうあ連盟の石野理事長を講師にお迎えし、手話言語法（仮称）の必要性などをわかりやすく講演していただきます。



ミニシンポジウム

「鳥取県手話言語条例（仮称）制定に望むこと」をテーマに、シンポジストの皆様よりそれぞれの立場でのご意見をお聞きします。鳥取らしい条例制定を目指し、皆さんも一緒に考えてみませんか？

シンポジスト

- ◆平井 伸治 氏 （鳥取県知事）
- ◆石野 富志三郎 氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長）
- ◆後藤 裕明 氏 （鳥取県立鳥取聾学校長）
- ◆石橋 大吾 氏 （鳥取県ろうあ団体連合会事務局長）

参加費

1,000円(昼食〔600円〕は別途申し込みください。)

※参加を辞退される方は、前日までに事務局へご連絡ください。

※連絡がない場合、昼食申込みをされた方には代金を徴収させていただることもあります。

その他

どなたでも参加できます。

※ 当日参加も可能です。ただし、昼食は各自でご用意ください。



申込方法

参加申込書に必要事項を記入し、FAX・TEL・郵送・持参など、お好きな方法でお申し込みください。

..... 切り取らず、そのままFAXしてください。

鳥取県ろうあ団体連合会 宛



【2013年度鳥取県手話フォーラム参加申込書】

氏名			連絡先 (FAX番号) (電話番号)		
住所					
昼食(600円) ご希望の方は <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。			要約筆記 ご希望の方は <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。		
託児 ご希望の方は <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。		お子様のお名前	(フリガナ)	年齢	才

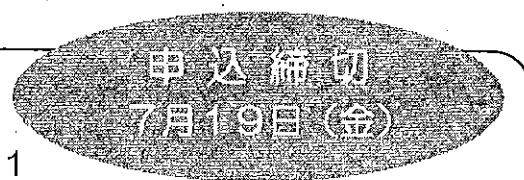
※記載された個人情報については、他の目的には一切使用いたしません。

★参加申し込み・お問い合わせ先★

鳥取県ろうあ団体連合会(担当:高塚)

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271
鳥取県庁 第2庁舎1階

TEL: 0857-32-6070 / FAX: 0857-32-6071



鳥取県手話言語条例(仮称)(案)説明会開催のお知らせ

鳥取県では、手話が言語であるという位置付けを明らかにし、手話に対する理解を深め、手話の使用が尊重される環境づくりを進めるため、「鳥取県手話言語条例(仮称)」の制定を目指しています。

今回、県民の皆さんに条例案をお示しし、その概要に関する説明会を開催しますので、お気軽にご参加ください。



障がいを知る
身にあまる

1 日時、場所

手話通訳
要約筆記有

日時: 平成25年8月10日(土) 13:00~

<タイムスケジュール>
13:00~13:45 条例案説明
13:45~14:30 意見交換

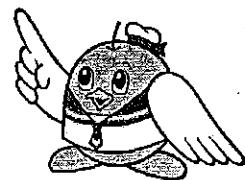


場所: 新日本海新聞中部本社ホール

(住所: 倉吉市上井町一丁目156番地)
※ 電話: 0858-26-8340、ファクシミリ: 0858-26-8310

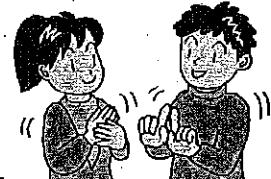


会場の新日本海新聞中部本社ホールは倉吉駅から徒歩約5分!
倉吉体育文化会館の向かい側!



2 これまでの経緯

- 鳥取県では、平成20年に策定した「将来ビジョン(※)」において、“手話がコミュニケーションの手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している”と記載しました。
※ 将来ビジョン: 県政運営の基本とするもので、県が県民等と協働・連携して地域の発展に向けて取組むための共通の指針
- こうした基本方針を持っているのは、全国でも鳥取県だけであり、ろう者の当事者団体から、大変高い評価を受けていました。
- 平成25年1月、手話言語法制定を目指す活動を行っている全日本ろうあ連盟、鳥取県ろうあ団体連合会、日本財団が平井知事のもとを訪れ、手話言語条例の制定も含め、鳥取県において手話のモデル県となるような先進的な取組を進めて欲しいとの要請がありました。
- こうしたろう者からの強い願いを受け、平成25年4月に、平井知事が手話言語条例(仮称)の制定を検討することを表明し、同月に日本財団 THE NIPPON FOUNDATION の協力を得て、鳥取県手話言語条例(仮称)研究会を設けました。これは、鳥取県において全国初となる条例の制定を目指すという大きなチャレンジでした。
- 鳥取県手話言語条例(仮称)研究会は、ろう者の当事者団体、学識関係者、地域福祉関係者等15名で構成し、手話言語条例(仮称)にどのような内容を盛り込むべきか、数ヶ月にわたって活発に議論しています。今回皆さんにお示しする条例案は、この研究会で議論された結果を踏まえた内容となっています。



【問い合わせ先】鳥取県福祉保健部障がい福祉課

電話: 0857-26-7856、ファクシミリ: 0857-26-8136、電子メール: shougaifukushi@pref.tottori.jp

